

## 甲賀市史跡公園条例案要綱

### 1 制定の理由

史跡の保存を図るとともに、郷土の歴史及び文化を学び、体験を通して郷土愛の高揚に資するため、甲賀市史跡公園条例を制定しようとするものです。

### 2 制定の概要

(1) 史跡公園を設置する目的を規定しています。

【第 1 条関係】

(2) 史跡公園の名称及び位置について規定しています。

【第 2 条関係】

(3) 史跡公園等の管理及び運営について規定しています。

【第 3 条～第 8 条関係】

(4) この条例は、規則で定める日から施行します。

【付則関係】

### 3 その他

この条例を制定し、史跡公園を設置することで、史跡の保存を図るとともに、市民が郷土の歴史及び文化を学び、体験を通じて郷土愛を育むことができます。その一環として、地域開催イベントの会場利用等、市民と協働した活用を予定しています。